

(参考1)

「経済対策-景気回復を確実にするために-」の重点

平成7年9月20日

I. 対策の必要性

- ・景気回復スピードは極めて緩やかで、最近の景気は弱含みで推移。
- ・政府は4月の緊急円高・経済対策以降切れ目なく対策を講じてきたところ。
- ・足元の経済は依然厳しいものの、為替や株式市場に明るい兆候がみられ、今こそ的確に、効果的な景気対策を打つべき。

II. 対策のポイント

1. 効果的内容

- ・内需拡大、課題克服及び経済構造改革の3本柱で短中長期的対策を網羅
- ・公共投資等のハード面のみならず、研究・情報等のソフト面でも対策を充実
- ・予算・融資に加え、法的措置、規制緩和、公共料金等幅広い措置

2. 十分な規模

- ・総事業規模 14.2兆円
- ・公共投資等事業規模 12.8兆円 (一部経常経費を含む)

III. 対策の概要

1. 思い切った内需拡大

- ①公共事業の推進 (4.6兆円)
 - ・一般公共事業 (公団の事業含め3.9兆円)
 - ・災害復旧事業 (0.7兆円)
- ②科学技術・情報通信の振興、教育・社会福祉施設等の整備等
 - 科学技術・情報通信の振興、研究施設等の整備 (0.4兆円)
 - 教育・社会福祉施設等の整備、防災対策等の推進 (0.5兆円)
- ③土地の有効利用の促進 (3.2兆円)
- ④阪神・淡路大震災復興関連事業等の推進 (1.4兆円)
- ⑤ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な実施 (1.1兆円)
- ⑥地方単独事業の推進 (1.0兆円)
- ⑦住宅投資の促進 (住宅金融公庫の融資拡充) (追加3万戸、0.5兆円)
- ⑧国債・地方債の消化等について財政投融资の積極的な活用

2. 直面する課題の克服

①土地の有効利用の促進等

- ・ 公共用地の取得 (1. 2兆円)
- ・ 民都機構の取得要件緩和と事業規模の追加 (0. 5兆円)
- ・ 地方公共団体等の先行取得 (1. 5兆円)
- ・ 土地税制の総合的かつ積極的な検討

②証券市場の活性化

- ・ 自己株式の利益消却の場合のみなし配当課税の特例措置【法】
- ・ 償還期間2週間未満のコマーシャル・ペーパー(CP)の発行の解禁

③中小企業対策等 (貸付規模1. 3兆円)

- ・ 信用補完の充実【法】、債務返済の円滑化・負担軽減及び運転資金支援
- ・ 新規創業・新分野進出、技術開発等の支援策

④雇用対策

- ・ 中小企業が行う人材育成・確保、雇用管理の改善等の事業に対する助成【法】
- ・ 新規学卒者、未就職卒業者、離職者の就職支援

⑤金融機関の不良債権問題の取扱い

- ・ 9月末に問題検討の基本的方向、年内に対応策がまとまるよう取り組む

3. 経済構造改革の一層の推進

①科学技術・情報通信の振興、防災対策等の推進

- ・ 研究公募型等の研究開発、若手研究者支援等を推進
- ・ 情報関連技術開発の推進
- ・ 既存建築物の耐震改修の促進【法】

②新規事業育成策

- ・ 新規事業に対する債務保証等の充実及び知的財産権の担保化促進
- ・ 特定新規事業者が対象の能力と成果に応じた成功払い報酬制度の導入【法】

③新産業・生活インフラ整備等の促進

- ・ 整備事業対象の追加と純粹民間事業者に対する支援強化【法】
- ・ 繊維産業の構造改革に資する新たな生産・流通基盤の構築の支援【法】

④輸入・対日投資の促進等

- ・ F A Z (フォーリン・アクセス拠点) への輸入関連事業者の集積インセンティブの整備【法】

⑤規制緩和等の一層の推進

- ・ 規制緩和推進計画の改定作業への早急な着手など、規制緩和の着実な実施
- ・ 公共料金の見直し(電気・ガス、旅客、電気通信)

(参考2)

これまでに実施された主要な施策

平成7年4月「緊急円高・経済対策」によるもの

平成7年6月「緊急円高・経済対策の具体化・補強を図るための諸施策」によるもの

平成7年9月20日

経済企画庁

緊急円高・経済対策に基づきこれまで実施された主要な施策

4月に取りまとめられた「緊急円高・経済対策」に盛り込まれた各般の施策の実施状況は以下のとおり。

1. 内需振興策

(1) 平成7年度補正予算の編成(5月19日成立)

大震災からの復旧・復興事業とともに、緊急防災対策、円高・中小企業対策、輸入促進対策の他、新産業創出につながる情報通信・科学技術分野に必要な予算を追加。

(2) 震災等対策の充実

① 阪神・淡路大震災関連 【阪神・淡路大震災等関係経費 1兆4,293億円】

・6年度2次補正予算(1兆223億円)と合わせて、合計2兆4,516億円

・応急仮設住宅約1万戸分(これまでの措置をあわせて約4万戸分を確保)等

② 緊急防災対策 【緊急防災対策費 7,900億円】

全国ベースで緊急に対応すべき防災対策事業(道路橋、港湾、河川及び海岸堤防並びに鉄道の耐震性の向上等)を実施。

2. 規制緩和の前倒し、輸入促進等

(1) 規制緩和推進計画の前倒し等

① 規制緩和推進計画の前倒し実施(5年→3年)を行い、平成7年末までに見直し、平成7年度末までに改定。また、当該計画の前倒し実施に必要な予算・人員を手当て。

② 査証事務のOA化等を推進。

【規制緩和関係経費28億円】

(2) 輸入促進策

① 輸入自動車・自動車部品常設展示場(3ヶ所)及び輸入住宅・部材アットスマート(2ヶ所)並びに輸入住宅常設展示場(4ヶ所→8ヶ所)の新・増設等

② 輸入住宅を含む低コストな住宅に関する情報提供等を行う「すまいアテンター」を設置(全国17ヶ所)するとともに、住都公団等による輸入住宅を含む低コスト住宅モデル団地を建設(全国13ヶ所)

- ③ 自動車及び同部品、住宅建材の輸入に対する低利融資の実施。
- ④ 外国製資機材の積極的活用をはかるため「建設産業輸入促進会議」を開催（5月）。
- ⑤ 「租税特別措置法」の一部改正（5月22日公布）により、輸入促進税制について、製品輸入増加割合が10%を超える場合の税額控除割合等を、製品輸入増加割合に応じ、最大従前の2倍まで引上げ。

【輸入促進関係経費 588億円】

(3) 石油国家備蓄の推進

7年度の調達予定量200万klの購入時期の前倒し及び50万klの追加購入の実施を決定。

3. 円高差益還元と公共料金の引下げ等

(1) 関係業界への円高差益還元要請等

- ① 226の関係業界に対し、文書により円高差益還元等を要請(4月)。
- ② 小売業界に対し、輸入品フェア・円高差益還元セール等の積極的な開催を要請(4月)。
- ③ 生活関連商品に係る輸入通関価格の公表品目を30品目から50品目に拡大(4月28日)。

(2) 情報収集の充実及び消費者・事業者への情報提供の強化

- ① 円高割付の浸透状況について緊急に調査(5月)を行い、その結果を閣議に報告(6月2日)。
- ② 物価ダイヤルに「円高差益還元110番」を設置し、苦情・問い合わせの受付等を実施(6月2日)。

(3) 公共料金の引下げ等

- ① 国内電話料金、国際電話料金、国際専用線料金、自動車・携帯電話料金、国内郵便料金、国際郵便料金について割引料金の拡充等の引下げを実施（4～9月）。
- ② 電気料金について、引下げ幅を拡大した暫定引下げ措置を実施(7月から電気事業法施行以後の本格料金改定までの間。電力10社の還元額は年間換算で約3050億円)。
- ③ ガス料金の暫定引下げ措置を実施（10月から本格料金改定までの間。大手ガス、地方都市ガス会社32社の還元額は年間換算で約425億円）。

4. 円高による影響への対応

(1) 中小企業対策 【円高対応中小企業等特別対策費 675億円】

- ① 中小企業の運転資金調達の円滑化を図るための新たな低利融資制度を創設（5月22日。金利3.25% [平成7年7月14日現在]、貸付規模 7,000億円）。
- ② 中小企業新分野進出等円滑化貸付の拡充を実施（5月22日。特利貸付枠追加 1,500億円）。
- ③ 中小企業の円高に対応した事業展開の促進を図るため、中小企業新分野進出等円滑化法の一部改正に伴い、事業展開計画の承認を受けた特定中小企業者に対し、30%の特別償却又は7%の税額控除及び欠損金の繰戻し還付を認めた（租税特別措置法の一部改正5月22日公布）。

(2) 農林漁業対策

- ① 農業経営の基盤強化を図るため、農業経営基盤強化資金の融資枠を拡充(500億円→600億円)（5月19日）。
- ② 木材産業等高度化推進資金に円高等環境変化対応経営改善特別資金(融資枠200億円)を創設（5月19日）。
- ③ 漁業経営強化特別資金に円高対応漁業経営強化資金(融資枠400億円)を創設(6月23日)。

(3) 雇用対策

- ① 7月1日施行の改正業種雇用安定法に基づく「特定雇用調整業種」を迅速かつ適切に指定（9月1日現在66業種 対象135万3千人）し、援助措置を実施するとともに、円高等雇用対策協議会（9月1日現在47都道府県に設置）及び円高等雇用対策連絡協議会（9月1日現在全国109地域に設置）を開催。
- ② 企業のニーズに応じた人材育成を図るための事業主団体向けの説明会（8月末現在述べ84回の説明会）を実施。

5. 経済構造改革の推進

(1) 事業革新の円滑化のための支援

中堅企業を含む企業の事業革新を一層推進するため、本年4月に施行された事業革新法による支援を実施（9月12日現在の適用実績はのべ48社）。

(2) 科学技術及び情報通信 【科学技術・情報通信振興特別対策費 3,205億円】

経済・産業構造の改革を更に推進するため、科学技術及び情報通信の分野において歳出を追加。

(3) ゆとりある国民生活

中小企業の週40時間労働への移行を促進するため、中小企業労働時間短縮促進特別奨励金制度の活用を促進。

(4) 内外価格差の是正・縮小

消費財、サービス、中間財等の内外価格差調査、要因分析の実施(6月公表)。

(5) 対日投資の促進

諸外国から我が国への投資を歓迎する旨の「対日投資会議声明」を発表(6月13日)。

6. 金融・証券市場に関する施策等

(1) 金融機関の不良債権の早期処理

「金融システムの機能回復について」を発表し、不良債権の処理方策の拡充等緊急円高・経済対策に盛り込んだ方針を具体化するとともに、破綻金融機関の処理についての当面の考え方を表明(6月8日)。

(2) 証券市場の活性化

- ① 投資信託改革の着実な推進。日経 300株価指数連動型上場投資信託の上場(5月10日より5月18日まで一般投資家への募集が行われ、5月29日に全国8証券取引所に上場)。
- ② 株主に対する利益還元策として、各企業が積極的に自己株式取得に取り組むよう経団連、証券会社を通じた働きかけを実施。
- ③ 社債に関する適債基準及び財務制限条項の設定の義務づけを平成8年1月より撤廃するとともに、投資家保護の観点から開示制度の整備を図るために関係省令等を改正(6月19日)。

(3) 円の国際化の推進

本年5月のADB総会時に、ASEAN各国蔵相と大蔵大臣の会合を行う等、アジア諸国通貨当局との関係緊密化を推進。

「緊急円高・経済対策の具体化・補強を図るための諸施策」に基づきこれまでに実施された
主要な施策

6月に取りまとめられた「緊急円高・経済対策の具体化・補強を図るための諸施策」に盛り込まれた各種の施策の実施状況は以下のとおり。

1. 内需振興策

(1) 公共事業等の施行の促進

- ① 公共事業等の施行を促進するために「平成7年度上半期における公共事業等の事業施行等について」を閣議決定(6月27日)。

また、「公共事業等施行対策連絡会議」を開催し(7月3日)、平成7年度当初予算分の公共事業等の上半期の契約率目標(阪神・淡路大震災の被災地域除く)を75.6%とすることを決定するとともに各省庁に対し協力を要請(6月末現在の公共事業の契約率は国52.6%)。

- ② 地方公共団体においても、閣議決定を受け、国に準じた公共事業等の施行促進を図るよう要請(6月27日。6月末現在の公共事業等の契約率は地方43.3%)。

また、地方債許可予定額の枠配分の前倒しを実施(7月7日、28日)。

2. 経済構造改革の推進

(1) 経済ポテンシャルの拡大

- ① 店頭登録基準等を規定した日本証券業協会規則等の改正を行い、店頭特則市場を開設
- ② 公共分野の情報化に関する実施指針案を7月末に策定。また、高度情報通信社会推進本部の有識者会合において各実施指針を報告後、公表。

(2) 産業構造転換の加速化

事業革新法の対象業種に新たに35業種を追加。設備投資減税の対象設備に27設備を追加(7月7日)及び低利融資の対象となる特定業種に準ずる業種に18業種を指定。

(3) 輸入・対日投資促進策

「対日投資会議専門部会」を開催し、輸入・対内投資法の今後のあり方等について外国企業等からの意見・要望等を聴取(7月3日)。

(4) 内外価格差の是正・縮小に向けた新たな取組

- ① 消費財、サービス、中間財等の内外価格差調査、要因分析を行い、その調査結果を総理に報告(6月30日)。
- ② 概ね8年度春までを目途に、消費財、サービス、中間財等の内外価格差調査、要因分析を実施・公表することを決定(9月12日)。

(5) 規制緩和等の推進

第一回の規制緩和白書を作成、公表(7月18日)。

3. 国民生活に対する円高の影響への対応

(1) 新総合的雇用対策の実施

① 新たな失業の防止

改正業種雇用安定法(7月1日施行)に基づき、「特定雇用調整業種」として9月1日現在自動車部品製造業等66業種(対象労働者135万3千人)を指定し、援助措置を実施するとともに、円高等雇用対策協議会(9月1日現在47都道府県に設置)及び円高等雇用対策連絡協議会(9月1日現在109地域に設置)を開催。さらに、事業主団体等を通じて雇用情報の収集、提供活動を行う「雇用機会確保支援事業」を8月より実施。

② 新規学卒者、未就職卒業者等の就職促進対策の強化

日本経営者団体連盟及び日本商工会議所等に対して、新規学卒者、未就職卒業者等の就職促進を直接要請。また、業種別団体等103団体に対して文書により要請。

そのほか、就職面接会を計画的に全国で実施(9月までに16府県、20会場で実施)するとともに、「大学等新卒者求人一覧表」の早期公開(7月)や、大学等新卒者求人公開・説明会を実施。

さらに、未就職卒業者職場体験プログラム、若年求職者能力開発事業を実施。

③ 高付加価値分野、新分野創造を担う人材育成の推進

企業のニーズに応じた人材育成を図るため事業主団体向けの説明会を実施(8月末現

在延べ84回の説明会を実施)。

(2) 中小企業対策

① 中小企業の経営基盤の安定・強化

低利融資制度、信用補完制度等による中小企業金融の充実を図るとともに、各地の関係団体を通じたきめ細かい相談事業等の実施により、その活用を促進。

② 中小企業の構造改革対策

中小企業創造的事業活動促進法等により、中小企業の創業、研究開発等を積極的に支援。また、地域中小企業の自律的發展に向け、特定中小企業業種活性化法の活用を促進

(3) 円高円安の還元の促進

円高差益関連商品の円高円安浸透状況等に対する物価モニター意識調査を実施(8月11日)。

4. 金融・証券市場に関する施策

(1) 証券市場活性化策

① 店頭登録基準等を規定した日本証券業協会規則等の改正を行い、店頭特則市場を開設(7月19日)。

② 自己株式の取得への積極的取り組みがなされるよう経団連等に対して要請。

③ 信用取引制度について対象銘柄の拡大、信用取引に関するルールの見直し等の措置を実施。

④ 社債の流通市場の整備を図っていくために、本年7月に「社債受渡し・決済制度研究会」を設けて、受渡し・決済制度の改善について検討を開始。

(2) 担保不動産等の流動化策の拡充

担保不動産の対する情報提供の拡充策として、(株)共同債権買取機構が保有する担保不動産については、建設省所管法人である(財)不動産流通機構の活用を促進(8月末現在首都圏レインズ登録568件)。

(3) 金融システムの安定性確保

金融システム安定化委員会を設置し、9月末までには中間的な審議経過報告が出される予定

であるとともに年末までには最終的なとりまとめが行われる予定。